

31千経産第758号  
令和元年12月4日

各取扱金融機関の長  
千葉商工会議所会頭  
千葉市土気商工会長  
千葉県商工労働部長  
千葉県信用保証協会長  
(公財)千葉市産業振興財団理事長

様

千葉市長 熊谷 俊人  
(公印省略)

千葉市中小企業資金融資における災害復旧資金（災害関係保証枠）について（通知）  
～令和元年第20号及び第21号について適用となりました。～

本市の中小企業資金融資に関しまして、日頃より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、千葉市中小企業資金融資制度におきまして、災害復旧資金を災害関係保証枠にて利用できることになりましたので、お知らせするとともに、関係機関の皆さまにつきましてはご理解ご協力の程、お願い申し上げます。

記

#### 融資概要

(1) 今回新たに追加となった対象者

令和元年台風第20号または第21号により被害を受けた、市内で事業を営む  
中小企業者

※千葉市が発行する「り災証明書」の取得が必要となります。

(2) 制度概要

別紙参照

千葉市経済農政局経済部 産業支援課  
担当：日野・平山  
電話：043-245-5284

千葉市中小企業資金融資における災害復旧資金（災害関係保証枠）の取扱いについて

## 1 制度概要

資金メニュー	災害復旧資金
融資対象者	令和元年台風第19号、 <b>第20号</b> 及び <b>第21号</b> により被害を受けた、市内で事業を営む中小企業者 ※千葉市が発行する「り災証明書」の取得が必要となります。
資金使途	運転（7年以内）、設備（10年以内） ※台風第19号、 <b>第20号</b> 及び <b>第21号</b> による被害の復旧に資するものに 限ります。
融資限度額	5,000万円
融資利率	年1.4% ※別途、千葉県信用保証協会所定の保証料が必要となります。
利子補給率	1.4%
信用保証	災害関係保証（責任共有制度対象外保証）

## 2 受付期間

（1）台風第19号により被害を受けた市内中小企業者について

令和元年10月18日（金）～令和2年4月30日（木）

※受付期間の変更につきましては災害関係保証の特例措置の期間に準じます。

（2）台風第20号及び第21号により被害を受けた市内中小企業者について

令和元年12月4日（水）～令和2年4月30日（木）

※受付期間の変更につきましては災害関係保証の特例措置の期間に準じます。

## 3 保証承諾書への記載につきましては、以下のとおりです。

・災害関係保証 → 「千葉市災害（災）」

## 4 借り換えについて

（1）他資金メニューから災害復旧資金への借換え

⇒不可とします。

（2）災害復旧資金（普通保証枠）から災害復旧資金（災害関係保証）への借換え

⇒不可とします。

※上記につきまして、中小企業者へ十分にご説明願います。